

愛知県豊橋市は オフィス進出を応援します！

豊橋市外から市内に初めてオフィスを開設する事業者に対し、
開設準備、賃借、雇用に必要な費用を幅広くサポートします。

最大270万円を補助します。
3つの補助は併用可能！
まずはお気軽にご相談ください。

- ◆進出時の初期費用を手厚く支援
- ◆コワーキングスペースでも利用可能
- ◆スタートアップ企業の進出を応援



開設準備事業

最大100万円

- ◆オフィス改修費
オフィス家具購入費
- ◆補助率: 1/2



建物等賃借事業

最大90万円

- ◆月15万円×6か月
・賃借料(コワーキングスペース可)
・共益費
・駐車場賃借料
- ◆補助率: 10/10



雇用補助事業

最大80万円

- ◆40万円×正社員2人
- ◆届出されたオフィス開設日の
90日前から1年後までの新
規雇用(市内住居)・異動(市
外からの転入)者の給与



首都圏・関西圏とのアクセスが
便利なビジネス環境です！



新大阪

新幹線
約70分

豊橋

新幹線
約60分

新横浜

新幹線
約70分

品川

◎中部国際空港まで 車で約90分・鉄道で約70分

1 対象事業者

対象事業者の範囲

次のいずれかの業務内容を担うオフィスを開設する事業者

- ・管理・営業拠点等、一般的な事務業務を行うためのオフィス
- ・企画・開発・研究・情報通信・土業等、専門的な業務を行うためのオフィス

※ 店舗営業のために開設する事業所は対象外となります。

対象事業者の要件

- ・普通法人（法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第9号に規定する）
- ・市内にオフィスを開設し「法人等の設立等異動申告書」を提出すること
- ・オフィス開設日前日において、市外に本社があること
- ・オフィス開設日以前に、市内に「法人等の設立等異動申告書」が提出された事業所を有していないこと
- ・オフィス開設90日以内に、1名以上の常勤者を配置すること
- ・市内で3年以上継続してオフィスを運営すること



2 利用の流れ



3 必要書類と補助期間

利用の流れに対応(番号参照)		開設準備事業	建物等賃借事業	雇用補助事業
② 開設計画書 届出	提出書類	1. オフィス開設計画書(様式) 2. 企業概要書(様式)		
	期 限	「法人等の設立等異動申告書」届出前、かつ、購入・工事に係る契約等の締結前	「法人等の設立等異動申告書」届出前、かつ、オフィスに係る建物等の賃貸借契約等締結前	補助対象者の内定通知前、又は、転勤に係る異動辞令前
③ 交付申請	提出書類	(1) 交付申請書(様式) (2) 事業計画書(様式)	(3) 暴力団排除に関する誓約書(様式) (4) 履歴事項全部証明書	
	期 限	見積書等 (積算根拠が確認できる書類) (オフィス家具は単価10万円未満)	賃貸借契約書等	内定通知書、異動辞令書等
⑤ 補助事業実施	補助期間	工事・購入等の着手から完了(支払いを含む)まで。ただし、オフィス開設日90日前以降に着手し、着手から完了までが同一年度内に完結する事業に限る。	オフィス開設日の翌月(月の初日開設の場合は当月)初日から6か月間。	雇用開始日又はオフィス開設日いずれか遅い日以降最初の給与支払日から6か月間。



専任の「企業進出コンシェルジュ」がご案内！
豊橋市産業部産業政策課

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
TEL:0532-51-2640 FAX:0532-55-9090
E-mail:sangyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

